

意見公募要領

1 意見公募対象

公共用無線局に係る臨時の利用状況調査の調査結果の概要及びその評価結果（案）

2 意見公募の趣旨・目的・背景

昨年5月17日に公布した「電波法の一部を改正する法律」（令和元年法律第6号）により、現在電波利用料が減免されている公共用無線局のうち、非効率な技術を用いているもの（効率的な技術の導入を促進する必要性が低いものを除く。）について、電波の有効利用を促すため、電波利用料を徴収できることとする制度が制定されたことを踏まえて、本制度の対象を検討するため、臨時の電波の利用状況調査を実施したものです。

3 資料入手方法

意見公募対象については、末尾の連絡先窓口において閲覧に供するとともに、準備が整い次第、電子政府の総合窓口[e-Gov] (<https://www.e-gov.go.jp>) の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ (<https://www.soumu.go.jp>) の「報道資料」欄に掲載することとします。

4 意見の提出方法

・下記（1）～（3）の場合は、

意見書に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに、次のいずれかの方法により提出してください。

・下記（4）の場合は、

意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、（1）～（4）のいずれの場合も提出意見は日本語で記入してください。

(1) 郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課 宛

併せて、意見の内容を保存した電子媒体を添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の電子媒体等の条件は、次のとおりです。

○電子媒体：光ディスク（CD-R、CD-RW、DVD-R、DVD-RW）

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合は、事前に担当までお問合せください。）

○電子媒体には、提出者の氏名、提出日、ファイル名記載のラベルを貼付してください。

なお、送付いただいた電子媒体は、返却できませんのであらかじめ御了承願います。

(2) FAXを利用する場合

FAX番号：03-5253-5940

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課 宛

※担当に電話連絡後、送付してください。

（電話番号：03-5253-5909）

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

(3) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：spectrum_uf_public_atmark_ml.soumu.go.jp

（スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には、「@」に変更してください。）

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課 宛

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(4)の電子政府の総合窓口（e-Gov）を極力ご利用いただきますよう、ご協力の程よろしくお願いいたします。

※メールに直接意見の内容を書き込んでいただきますようお願いいたします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）。

なお、電子メールの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて10MBとなっていますので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出してください。

(4) 電子政府の総合窓口 [e-Gov] を利用する場合

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)の意見提出フォームから御提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを利用する場合は、(3)の方法により提出してください。

5 意見提出期間

令和2年5月30日(土)から同年6月29日(月)まで(必着)
(郵送についても、締切日に必着とします。)

なお、意見の受付締切時間終了後においても、電子政府の総合窓口[e-Gov]の意見提出フォームに意見を記載し送信することは可能ですが、提出された意見を意見公募手続による意見として受け付けることは対応いたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

6 留意事項

- ・意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載してください。
- ・提出された意見は、電子政府の総合窓口[e-Gov]及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省総合通信基盤局電波部電波政策課にて配布又は閲覧に供します。
- ・御記入いただいた氏名(法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名)、住所(所在地)、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名(法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。)を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください(連絡担当者の氏名は公表しません。)
- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口に備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

連絡先窓口

総務省総合通信基盤局電波部

電波政策課

担 当：山内課長補佐、近森主査、伊井官

電 話：03-5253-5909

F A X：03-5253-5940

基幹・衛星移動通信課 重要無線室

担 当：吉田課長補佐、鈴木係長、福田官

電 話：03-5253-5888

F A X：03-5253-5889

電子メールアドレス：spectrum_uf_public_atmark_ml.soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、@を「_atmark_」と表示しています。

メールをお送りになる際には、「_atmark_」を@に直してください。

様式

意見書

令和 年 月 日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 宛て

郵便番号
(ふりがな)
住所
(ふりがな)
氏名(注1)
電話番号
電子メールアドレス

「「公共用無線局に係る臨時の利用状況調査の調査結果の概要及びその評価結果(案)」
に対する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載することとする。

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

注3 別紙にはページ番号を記載すること。